(17) 消防・防災

ア　消防

(平成16年4月1日)

項　目	広　島　市	湯　来　町
a 消防署及び出張所		
(a) 組織体制		なし ※山県西部消防組合で対応している。体制は次のとおりである。

署所の数	職員数 条例定数	職員数 実員
署　7	1,105人	1,090人
出張所　24		

署所の数	職員数 定数	職員数 実員
署　1(0)	49人	46人 (9人)
出張所　2(1)		

・( )内は湯来町内配分

(b) 消防機材整備

なし
※山県西部消防組合で対応している。整備状況は次のとおりである。

常備消防	消防ポンプ車	65
	小型動力ポンプ	42
	ヘリコプター	1
	指揮統制車	1
	消防艇	1
	救助艇	2
	特殊車	30
	救急車	33
	その他消防車	29

常備消防	消防ポンプ車	4(1)
	小型動力ポンプ	1
	ヘリコプター	―
	指揮統制車	1
	消防艇	―
	救助艇	―
	特殊車	2(1)
	救急車	4(1)
	その他消防車	4(1)

・( )内は湯来町内配分
・また、県及び広島市の防災ヘリコプター負担金を支払っている。

b 消防団及び消防分団

(a) 組織体制

分団の数	団員数 定員	団員数 実員
8消防団 81分団	2,613人	2,522人

分団の数	団員数 定員	団員数 実員
4分団	170人	164人

(b) 消防団員の報酬

・年額報酬

団長	79,000円
副団長	65,500円
分団長	47,000円
副分団長	42,000円
部長	35,000円
班長	33,500円
団員	32,500円

団長	102,000円
副団長	75,000円
分団長	50,000円
副分団長	40,000円
部長	35,000円
班長	28,000円
団員	25,000円

・出務報酬

1回につき
5時間以上　6,500円
2時間以上5時間未満　3,250円
2時間未満　2,150円

1回につき
4時間以上　5,400円
4時間未満　2,700円

(c) 消防機材整備

非常備消防	消防ポンプ車	29
	小型動力ポンプ	274
	積載車	116

非常備消防	消防ポンプ車	1
	小型動力ポンプ	17
	積載車	14

項　　目	広　島　市	湯　来　町
c 消防水利		
(a) 内容	(か所) 消火栓 22,318 貯水槽 2,058 貯留水利 プール 268 貯留水利 貯水池 47 流動水利 河川等 常時 401 満潮時 90 流動水利 海水 常時 33 満潮時 27 下水 - その他 5 水防倉庫 34	(か所) 消火栓 222 貯水槽 118 貯留水利 プール - 貯留水利 貯水池 - 流動水利 河川等 11 流動水利 海水 - 下水 - その他 - 水防倉庫 1
d 救急体制		
(a) 内容	･救急隊　26隊 ･救急救命士養成所を設置している。	･救急隊　3隊(1隊) ※ただし、湯来町は山県西部消防組合で対応している。( )内は湯来町内配置分

イ　防災

項　　目	広　島　市	湯　来　町
a 自主防災組織		
(a) 内容	原則として自治会のコミュニティ組織を単位とする。 〔事業内容〕 ･火災予防等の災害予防に関すること ･防災知識の普及 ･防災訓練 ･災害発生時における情報の収集伝達 ･初期消火、避難誘導及び応急対策等 ･災害発生時における救出･救護	原則として町内会を単位とする。 [事業内容] ･防災に関する知識の普及 ･地震･火災等に対する災害予防 ･防災訓練の実施 ･災害発生時における情報の収集伝達 ･初期消火、避難誘導等応急対策
(b) 組織数･組織率	組織数　1,851団体(H16.4月現在) 組織率　98.5%	組織数　4団体 組織率　6.1%
(c) 住民の防災意識の啓発	「自主防災ひろしま」発行(年7回)	防災無線による啓発広報
b 防災訓練等施設		
(a) 名称	総合防災センター	なし
(b) 内容	防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の応急活動の拠点とする。	
(c) 施設概要	地震体験装置、消防用設備等展示実習室、防災センター実習室、消火訓練室、理化学実験室、耐煙耐熱実験室、放水訓練場、トレーニングルーム、燃焼実験室、備蓄倉庫、宿泊研修施設等 〔休館日〕 日曜日、国民の祝日、年末年始、8月6日 〔開館時間〕 (月～金曜日)　9:00～17:00 (土曜日)　9:00～12:00	
c 防災行政無線システム		
(a) 内容	防災情報を即座に住民に伝達できる情報システムで、風水害や地震などの大規模災害において有線が途絶した場合には唯一の連絡手段となるもの	防災情報を即座に住民に伝達できる情報システムで、風水害や地震などの大規模災害において有線が途絶した場合には唯一の連絡手段となるもの

項　目	広　島　市	湯　来　町
(b) システムの概要	市役所･区役所･消防機関等の防災関係部局間を無線で結び、電話、ファクス、データ、映像情報を伝送する。また、地域の自主防災組織リーダー宅やがけ崩れの危険性のある場所の連絡者宅に屋内受信機を設置している。	役場を基地とする屋外拡声子局 10か所、移動無線30台(公用車等に配備)を設置している。 ･戸別受信機　2,860台 ･携帯型　17台
d 大規模災害対策		
(a) 消防画像伝送システム	市役所屋上に設置した超望遠高感度カメラにより24時間体制で広島市街地を警戒するシステムで、撮影された映像は消防局通信指令室まで伝送され、モニターに表示される。また、大災害時には市役所屋上に設置した大型パラボラアンテナから通信衛星を使って国等の機関や他都市に映像を伝送する。	なし
(b) 地震情報ネットワークシステム	各区に設置された地震観測施設から観測データが消防局･市役所に配信され、このデータをコンピュータ処理して、各区の震度や被害予測を、区役所･消防署等に設置したパソコンに表示し、迅速･効果的な災害対応を行うための体制の確保を支援する。	なし
(c) 災害情報システム	大雨等による災害発生時等、地震情報ネットワークの端末機を活用して被害情報等を入力し、災害警戒本部･災害対策本部と関係部局で情報を共有して被害情報の収集･伝達を迅速に行い、効果的な防災活動を支援する。	なし
(d) 広島県総合行政通信ネットワークシステム	市が整備した衛星回線と、県が整備した地上系回線で二重化接続されたネットワークで、主な機能としては、県内市町村や他の都道府県との音声、ファクシミリの送受信及び映像の受信を有するシステムである。	県が整備した衛星回線及び地上系回線で二重化接続されたネットワークで、主な機能としては、県内市町村、他の都道府県や国との音声、ファクシミリの送受信及び映像の受信を有するシステムである。
(e) 広島県震度情報ネットワークシステム	県が市内8か所に計測震度計を整備し、計測した震度情報は、該当市町村及び消防本部などで表示･印字されるとともに、県庁に震度情報を送信する。 さらに、県庁に集まった99か所の震度情報は、自動的に消防庁、広島市気象台及び県内の市町村に送信され、地震発生時の初動体制の確立に役立てるシステムである。	県が町内1ヶ所に計測震度計を整備し、計測した震度情報は、該当市町村及び消防本部などで表示･印字されるとともに、県庁に震度情報を送信する。 さらに、県庁に集まった99ヶ所の震度情報は、自動的に消防庁、広島市気象台及び県内の市町村に送信され、地震発生時の初動体制の確立に役立てるシステムである。
(f) 広島県防災情報システム	防災対策に役立たせるため、気象情報や雨量情報、土砂災害危険箇所図をインターネットなどを通じて提供し、迅速かつ的確な防災体制の構築を図るため県と市が整備したシステムである。 市町村から県への災害対策本部等の体制発令報告や災害情報の報告を、各市町村の専用端末（パソコン）から行う。	防災対策に役立てるため、気象情報や雨量情報、土砂災害危険箇所図をインターネットなどを通じて提供し、迅速かつ的確な防災体制の構築を図るため県と市町村が整備したシステムである。 また、市町村から県への災害対策本部等の体制発令報告や被害情報の報告を、各市町村の専用端末（パソコン）から行うこととしている。
(g) 飲料水兼用型耐震性防火水槽設置	31か所	なし
(h) 広域避難場所	33か所 中区 5、東区 4、南区 5、西区 4、安佐南区 5、安佐北区 4、安芸区 2、佐伯区 4	なし

項　　目	広　島　市	湯　来　町
(i) 生活避難場所	182か所 中区 23、東区 12、南区 32、西区 25、安佐南区 25、安佐北区 28、安芸区 12、佐伯区 25	47か所
(j) 医療救護用医薬品等備蓄	広島市民病院、安佐市民病院、舟入病院で救急医療セット各1基を備蓄 医薬品については、広島県が締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、県を経由して調達する。	医薬品については、本町と佐伯地区医師会が締結している。「災害時の医療救護活動に関する協定書」による。また、不足する場合は県に要請する。
(k) 食料、生活必需品等備蓄	広島市総合防災センター等へ備蓄 ・毛布　(67,120 枚) ・乾パン　(166,656 食) ・アルファ化米　(51,200 食) 等	役場等へ備蓄 ・毛布　(80 枚)